

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産	447,686,416 円
(経理別内訳) 業務経理	447,686,416 円

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

共済貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、中小企業総合事業団の財務及び会計に関する省令(平成11年通商産業省令第70号。以下「財会省令」という。)第29条第4号及び中小企業倒産防止共済基金、貸倒引当金、一時貸付事務費繰入準備金及び中小企業倒産防止共済異常危険準備基金の積立について(平成10・03・27企第6号。以下「基金等の積立について」という。)の規定により、平成15事業年度末共済貸付金残高の5/100に相当する額を計上している。

(2) 退職給与引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の範囲内で計上している。

(3) 倒産防止共済基金

平成15事業年度末日現在在籍の共済契約者に対する将来の解約手当金の支払いに備えるため、財会省令第29条第4号及び基金等の積立についての規定により、当該事業年度の共済貸付に係る収益から費用を控除した額を当該基金期首残高に加えた額を計上している。

(4) 一時貸付事務費繰入準備金

一時貸付に係る一般管理費に充てるため、財会省令第29条第4号及び基金等の積立についての規定により、平成15事業年度の一時貸付に係る収益から費用を控除した額を当該準備金期首残高に加えた額を計上している。

(5) 異常危険準備基金

共済貸付の異常事態に備えるため、財会省令第29条第5号及び基金等の積立についての規定により、中小企業倒産防止共済勘定に係る政府出資金及び異常危険準備基金の平成15事業年度における運用益の額から一般管理費として倒産防止共済業務経理へ繰入れた額を控除した額を当該基金期首残高に加えた額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、共済貸付金 76,002,654,167円、一時貸付金 60,250,000円となっている。

(3) 財務諸表作成のための相殺処理

損益計算書における相殺処理

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
[倒産防止共済出資金経理] 業務経理繰入	1,404,394,000	[倒産防止共済業務経理] 出資金経理より受入	1,404,394,000
[基金経理] 業務経理繰入	165,788,000	[倒産防止共済業務経理] 基金経理より受入	165,788,000